

令和7年度 建設工事の検査等に関する講習会

令和7年7月18日(金)

午後1時45分

焼津文化会館 3階 1・2会議室

総務部契約検査課



焼 津 市

次 第

- 1 開会
- 2 講話 「近年の建設業における労働災害事例と防止対策について」
- 3 講話 「工事における電気通信設備事故防止について」
- 4 令和6年度 検査結果、検査考察及び査察について
- 5 仕様書・要綱の改正等について
- 6 その他(連絡事項)
- 7 閉会

2 講話 「近年の建設業における労働災害 事例と防止対策」

島田労働基準監督署
第二方面主任監督官
土屋 孝晃 様

説明資料はございませんので、スクリーンをご覧ください。

3 講話 「建設工事における通信設備事故防止 について」

NTTフィールドテクノ 静岡設備部

嘉納 政彦 様

令和6年度
検査結果、検査考察及び査察について

令和6年度 検査件数

	R06	R05	R06－R05
○建設工事	356件	276件	80件
完成検査	229件	184件	45件
既済部分検査	6件	3件	3件
出来形検査	2件	0件	2件
中間検査	111件	83件	28件
材料検査	8件	5件	3件
その他の検査	0件	1件	▲1件
	R06	R05	R06－R05
○業務委託	34件	30件	4件
完了検査	33件	29件	4件
既済部分検査	0件	1件	▲1件
出来形検査	1件	0件	1件
その他の検査	0件	0件	0件

検査の実施時期について

(すべての検査)

	R06			R05		
第1四半期(4～6月)	30	件	7.7%	33	件	10.8%
第2四半期(7～9月)	57	件	14.6%	57	件	18.6%
第3四半期(10～12月)	114	件	29.2%	73	件	23.9%
第4四半期(1～3月)	189	件	48.5%	143	件	46.7%
合計	390	件	100.0%	306	件	100.0%

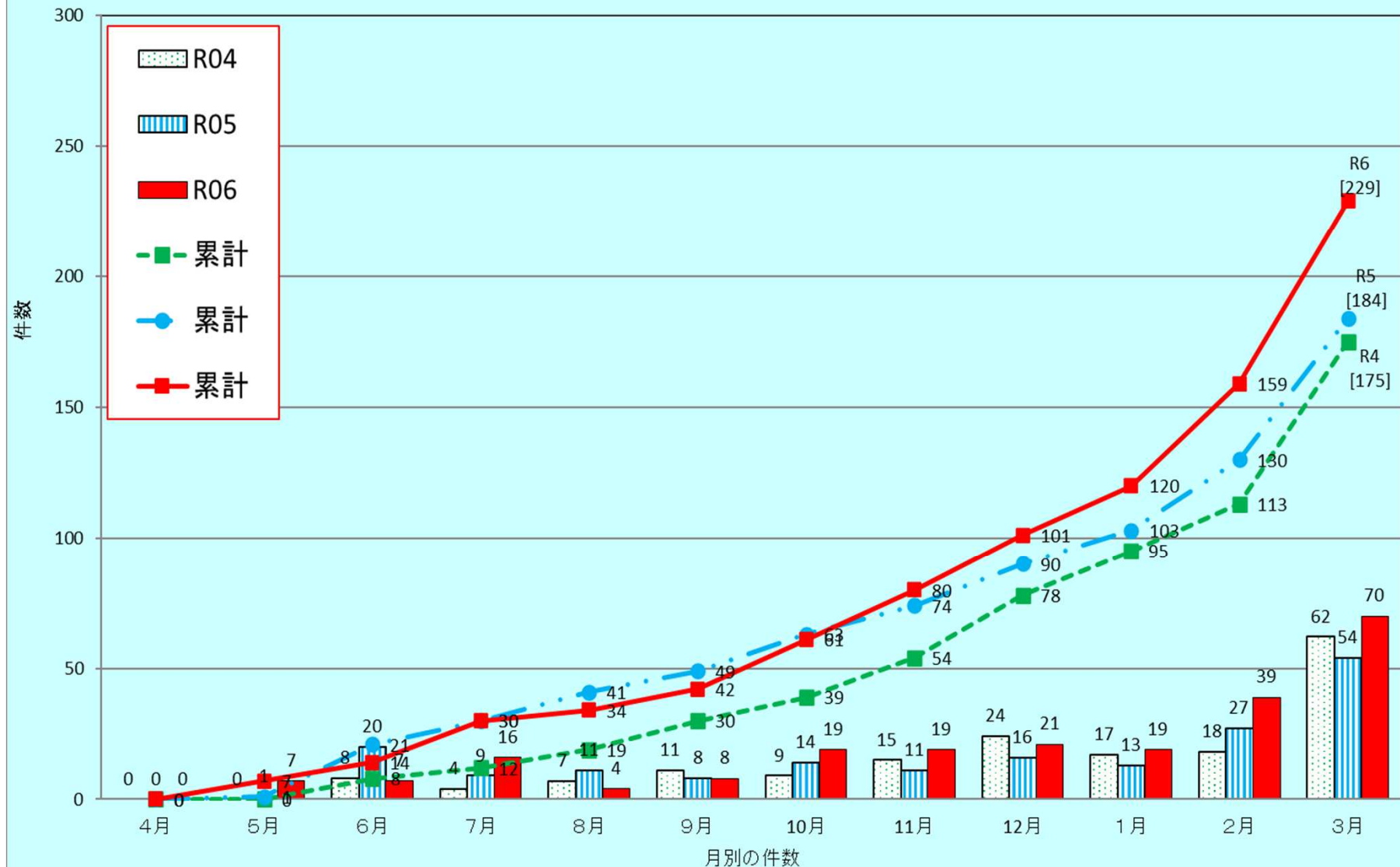
(完成、完了検査)

	R06			R05		
第1四半期 (4～6月)	17	件	6.5%	21	件	9.9%
第2四半期 (7～9月)	29	件	11.1%	30	件	14.0%
第3四半期 (10～12月)	70	件	26.7%	47	件	22.1%
第4四半期 (1～3月)	146	件	55.7%	115	件	54.0%
合計	262	件	100.0%	213	件	100.0%

※検査件数は、建設工事と業務委託の各検査件数の合計

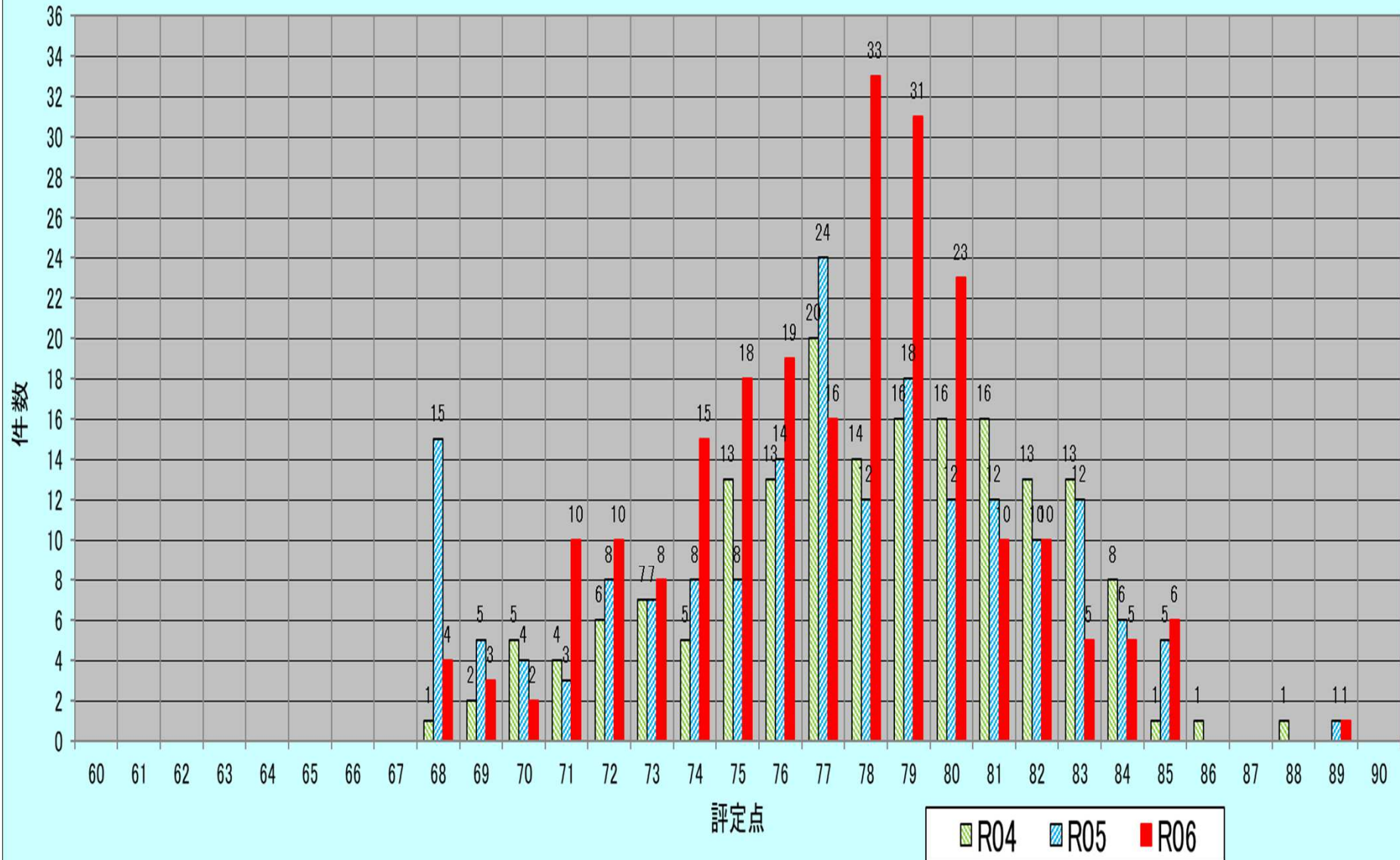
建設工事・完成検査件数

R4・R5・R6 建設工事検査件数



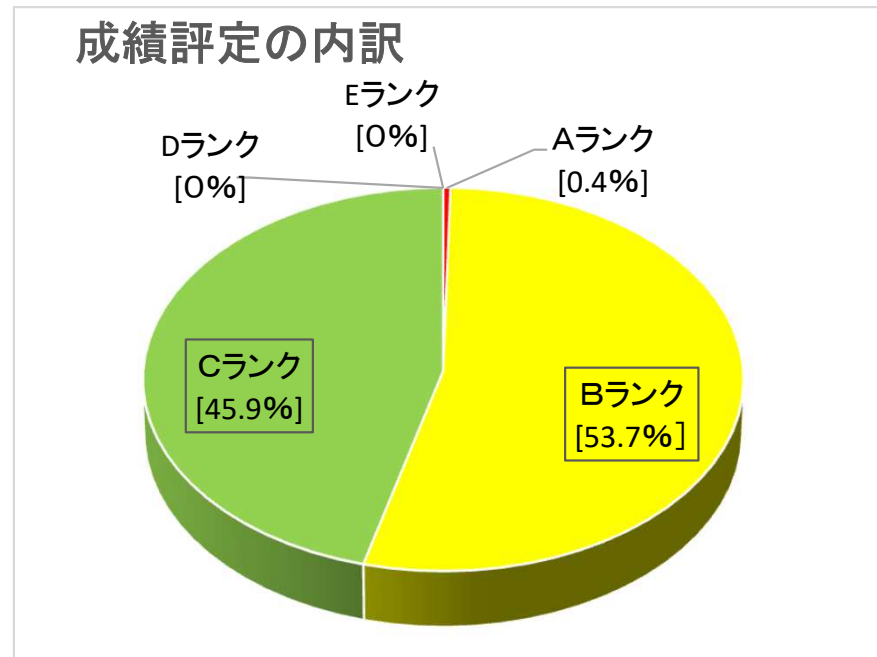
建設工事成績評定の年度別点数分布

建設工事成績評定の点数分布図



R6建設工事成績評定結果

工事成績	件数	割合
Aランク（特に優れたもの 100～86）	1 件	0.40%
Bランク（優良なもの 85～78）	1 2 3 件	53.70%
Cランク（普通なもの 77～68）	1 0 5 件	45.90%
Dランク（やや劣るもの 67～60）	0件	0%
Eランク（劣るもの 59以下）	0件	0%
合計	2 2 9 件	100%



工種分類における成績評定

			件数	R06 平均点	最高点	最低点
全工事			229件	77.3点	89点	68点
土木工事			127件	77.1点	89点	68点
建築工事			29件	77.2点	83点	70点
設備工事			53件	77.2点	84点	70点
水道工事			20件	78.4点	85点	68点

分類

土木工事: 土木一式、とび・土工・コンクリート、鋼構造物、舗装、浚渫、造園

塗装(土木工事)、その他

建築工事: 建築一式、防水、塗装(建築工事)、解体

設備工事: 電気、電気通信、管、機械器具設置、消防施設

水道工事: 水道施設、さく井

評価の視点

1 施工体制について

- ①現場代理人、主任技術者（監理技術者）は現場をよく把握し工事に適正に関与しているか。また、市担当者と協議等が十分に行われているか。
- ②施工計画書・施工体制台帳の記載内容は適正か。また、記載された内容に基づいた施工がなされているか。
- ③工事看板や建設業法等の標識は適正に掲示されているか。
- ④施工上の課題となる条件に応じて適切に対応しているか。
- ⑤建退共の主旨を理解し適正に配布されているか。

2 施工状況について

- ①現場の事前測量や設計照査が実施されているか。
- ②工程管理、安全管理等を適切に実施されているか。
- ③仕様書、指針、要綱等に基づいた適正な施工管理がされているか。
- ④施工協議、関係資料等の整理を行っているか。
- ⑤工事記録写真（不可視部分を含む）、出来形管理表、品質管理書類は分かり易く整理されているか。

3 出来形・品質について

- ①工事目的物が使用目的を満たすべく、形状・寸法は規格値内に収まっているか。
- ②仕様書等に表示された材料及び工事目的物が、規格値や必要とされる機能を充たして品質が保たれているか、また操作性は良好か。
- ③不可視部の出来形が適正に確認できるか。
- ④品質証明書などの書類は不足なく整理されているか。

4 出来ばえについて

- ①工事目的物が施工面、通り、すり付け等において、きれいな仕上がりとなり機能的なものになっているか。
- ②細部にわたりきめ細かな施工がされているか。

検査での指摘事例等

- ①再生資源利用計画実施書の誤記が多くみられたので入力は再確認を。
また、未掲示な現場が多いので徹底を。
- ②店社パトロールの未実施や記録の整備を適正に行う。
- ③出来形管理基準に基いた出来形管理表を整理する。
- ④起・終点側の安全対策については適正に実施する。
- ⑤工期延長の手続きをする際は定められた様式で行う。
- ⑥4週8休の実績報告書と休日夜間作業届の不整合が見られた。
- ⑦下請、二次下請けの契約時期と書類提出時期のずれ、建退共受払簿についても不備が多数見られた。

- ⑧工事写真については、土木工事共通仕様書の写真管理基準に基づき撮影すること(小黒板を入れる、必要事項の記入)
- ⑨品質管理の書類の不足、施工状況の管理写真不足があるため再確認をお願いしたい。
- ⑩施工計画書に記載のある調査、試験等について適正に実施すること。
- ⑪空袋・缶写真が不鮮明であり、使用数量計算書と材料検査簿が不整合であった。
- ⑫安全訓練の時間が月4時間に満たない工事が見られた。
- ⑬電子納品による工事検査では、受注者にて閲覧用電子機器を準備願いたい。
- ⑭側溝の現場打協議については、標準図ではなく施工図とすること(鉄筋量の相違)

創意工夫の事例

- ① ICT(MC)施行にて、建機にデータを送信するトータルステーション(TS)を設置し、正確な測位データを送信し建機を自動制御することで、建機と接触などの労災事故防止すると同時に、工期短縮や作業人数の削減を図った。
- ② 玉掛警報器を使用し吊荷が移動している事を作業員が把握でき、更に玉掛技能者・合図者にベストを着用させ、作業の円滑化や安全性の向上を図った。
- ③ 材料検収にて独自のチェックリストを活用した。
- ④ 新技術情報提供システム(NETIS)登録の登録機械・看板を使用した。
- ⑤ 電光掲示板により工事関係書類を表示した。
- ⑥ 技能者の適正評価や事業者の業務負担軽減に役立てるため、建設キャリアアップシステムを導入。
- ⑦ 接触事故を防ぐため、バックセンサー搭載の転圧機械を使用した。

- ⑧ 荷台に積込みラインを表示し、過積載防止を図った。
- ⑨ 発生土の運搬土量を3Dデータを作成し土量を算出した。
- ⑩ 工事看板等にウレタン緩衝材を設置し、衝突等の際の安全対策を図った。
- ⑪ 作業員用の健康管理(体温測定等)を実施した。
- ⑫ コンクリート被膜養生材の使用。
- ⑬ 低騒音発電機の使用
- ⑭ 現地調査の際、360°カメラを採用し調査もれの防止を図った。
- ⑮ 脱炭素化の工事を実施している事を掲示しアピールした。

工事査察の結果

	R06	R05	R06-R05
査 察	94件	70件	24件

請負金額500万円以上の工事から抽出、契約着手日から1ヶ月程度経過した建設工事について査察を実施、確認・指導を行った。低入札工事や公衆損害事故があった業者及びD評価の業者は請負金額が500万円未満であっても実施することとしています。

○施工体制

- ・現場代理人や主任技術者・監理技術者の関与の確認
工事看板や掲示物(建設業許可票、施工体系図)等の掲示状況・内容の確認
- ・施工体制台帳の現場備え置きの確認(現場事務所のない場合は車載)
- ・施工(工程)管理・・・工程表と進捗状況報告書の確認(現場にて聞き取り)
- ・現場管理・・・資材の保管状況や作業車両の駐車状況
現場事務所内の備品の配置状況(救急箱・消火器・熱中症対策等)
- ・安全管理・・・工事箇所の周囲環境にあった安全対策の確認
(第三者の施工区域内への進入防止など)

査察での主な指摘事項

① 施工体制台帳、施工計画書、救急箱、消火器の未整備。

（担当職員から返却されていない。）

現場事務所を設けない場合は車載とすることが徹底されていない。

② 建設業の許可日が期限切れ。

③ 建設業許可票の主任技術者の専任・非専任の誤記。

④ 労災保険関係成立票の誤記。

⑤ 「下請け人に対する通知」が未掲示。

⑥ 再生資源利用促進計画書が未掲示。

⑦ 工事看板等の掲示物が公衆の確認しづらい場所に設置されている。

⑧ 工程で10%以上の遅れが生じているのに、変更工程表が提出されていない。

⑨ 赤色灯の未設置（段差箇所や侵入防止対策）

仕様書・要綱の改正等について

仕様書・要綱の改正等について

建設工事に関する規定の主な改正等（R06.08～R07.07）

- ① 契約書に添付する仕様書の変更
- ② 焼津市建設工事検査執行体制の改正
- ③ 建設工事事務取扱要領の改正
- ④ 建設工事成績評定要領の改正
- ⑤ 建設工事工期設定要領の改正
- ⑥ 週休2日工事（土木・建築）実施要領の改正
- ⑦ 電子納品運用ガイドラインの策定
- ⑧ 中間検査、材料検査（建築工事・設備工事）の改正
- ⑨ 遠隔臨場の試行
- ⑩ 設計書情報提供サービスの運用開始

仕様書・要綱の改正等について

① 契約書に添付する仕様書の変更（令和7年7月8日公告～）

（別紙）

土木工事共通仕様書

公共住宅建設工事共通仕様書

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

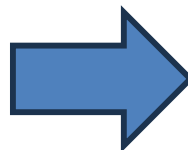
建築物解体工事標準仕様書

木造建築工事標準仕様書

農林土木工事共通仕様書

受注者は、焼津市建設工事に係る仕様書（平成21年焼津市発注する上記仕様書により、この工事を施工するものとする

法定外労災
4週8休
電子納品
遠隔臨場 etc...



電子納品特記仕様書

1 本工事は電子納品対象工事とする。

電子納品とは、調査・設計・工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、「焼津市電子納品運用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットで作成されたものを指す。

また、以下の項目について、工事着手前に発注者と協議すること。

- ・電子納品対象書類とそのファイル形式
- ・検査時の対応

2 成果物は、「ガイドライン」に基づき作成した電子データを電子媒体（CD-R又はDVD-R）で2部提出する。「ガイドライン」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は発注者と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

3 成果物は、ウイルス対策を実施したうえで提出するものとする。

4 電子納品対象外となる書類データは、従来通り紙での納品とする。

法定外の労災保険の付保に関する特記仕様書

- 1 受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に加入しなければならない。
- 2 前項で定める保険契約を締結したときは、その証券に代わるものの写しを速やかに監督員へ提出すること。

焼津市建設工事執行規則（昭和53年焼津市規則第14号）第10条に規定する設計図書のうち、焼津市が発注する建設工事に係る仕様書は、国等及び静岡県の土木工事等に係る仕様書を準用する。該当する仕様書の内容は焼津市ホームページ等により確認すること。

当該建設工事に適用する仕様書一覧表

	仕様書	適用
1	土木工事共通仕様書（静岡県）	
2	農林土木工事共通仕様書（静岡県）	
3	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）	
4	公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）	
5	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）	
6	公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）	
7	公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）	
8	公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）	
9	建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）	
10	公共建築木造工事標準仕様書（令和4年版）	
11	公共住宅建設工事共通仕様書（令和4年度版）	
12	電子納品特記仕様書（焼津市）	
13	遠隔臨場の試行に関する特記仕様書（焼津市）	
14	建設工事事務取扱に関する特記仕様書（焼津市）	
15	焼津市週休2日工事（土木工事等）特記仕様書	
16	焼津市週休2日工事（建築工事）特記仕様書	
17	法定外の労災保険の付保に関する特記仕様書（焼津市）	

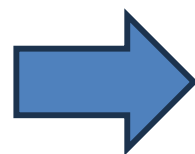
- 1 この工事に適用する仕様書は「適用」欄に○印の記載のあるものである。
- 2 適用する仕様書の内容は焼津市HP等から確認するとともに、必要に応じて施工計画書等に反映させるものとする。
(<https://www.city.yaizu.lg.jp/business/bid-contract/seido/koji-bid/kojishiyosho.html>)
- 3 本表にないが当該工事に適用する仕様書は個々に編さんする。

仕様書・要綱の改正等について

② 焼津市建設工事検査執行体制の改正（令和7年4月1日施行）

軽微な工事
（成績評定を行わない工事）

当初契約額
130万円未満



当初契約額
200万円未満

改正理由：地方自治法で定められていた随意契約の限度額が
130万円から200万円に変更されたため。

仕様書・要綱の改正等について

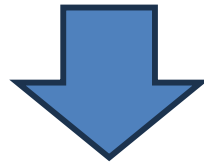
③ 建設工事事務取扱要領の改正（令和7年4月10日施行）

建設工事事務取扱要領とは…

業務の効率化、迅速化を図るため、当初請負金額に応じて省略することができる書類等について定めている。

（例）

- 当初契約金額300万円未満 → 工程表提出省略可
- " 500万円未満 → 工種別施工計画書省略可
- " 1,000万円未満 → 工事工程月報省略可



改正内容

土木工事（水道含む）・農林土木工事で、以下に該当する場合は省略することができない。

- （1）工事を受注した年度および前年度において、入札参加資格停止措置を受けた者。
- （2）工事を受注した年度および前年度において、工事評定点が、67点以下の評定を受けた工事の受注者。
- （3）焼津市の発注した建設工事を初めて受注する者。

仕様書・要綱の改正等について

④ 建設工事成績評定要領の改正（令和7年4月1日施行）

改正内容

次のいずれかに該当し、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、当該工事の成績評定を修正することができる。

- （1）工事成績評定通知後、受注者に重大な法令違反等が判明した場合
- （2）工事成績評定通知後、工事目的物に受注者の故意又は重過失により生じた契約不適合が判明した場合
- （3）評定の錯誤等により、工事成績評定の修正が必要であると認められる場合

※工事成績評定通知後に判明した組雑工事等に対応するため。

仕様書・要綱の改正等について

⑤ 建設工事工期設定要領の改正（令和7年4月22日公告～）

焼津市建設工事工期設定要領とは…

焼津市が発注する週休2日工事（土木工事等：営繕工事は対象外）において工期設定を行うための必要事項を定め、建設工事における週休2日の推進に向けた適正な工期設定を行うことを目的とした要領。



改正内容

不稼働日である雨休日に「猛暑日」を追加

雨休日＝土日、祝日、年末年始、夏季休暇、降雨日、降雪日、**猛暑日**
（最高気温が**35°以上**となる日・時間を考慮）

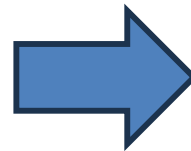
※国、県の動向に合わせた改正

仕様書・要綱の改正等について

⑥ 週休2日工事（土木・建築）実施要領の改正

（令和6年10月1日施行）

通期で
4週8休



月単位で
4週8休

通期で
4週8休

月単位、通期のそれぞれで4週8休が達成できていない場合、減額変更の対象となる。

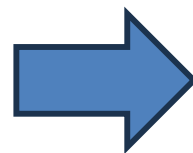
※国、県の動向に合わせた改正

仕様書・要綱の改正等について

⑦ 電子納品運用ガイドラインの策定（令和7年4月1日施行）

（旧ガイドライン）

設計額1,000万円以上
対象書類：工事写真



（新ガイドライン）

全工事
対象書類：工事写真
図面（CADデータ貸与の場合）

原則として、全工事を電子納品対象とする。

※ICT活用を推進していくため

仕様書・要綱の改正等について

⑧ 中間検査、材料検査（建築工事・設備工事）の改正

（令和7年4月1日施行）

改正内容

【中間検査】

- 建築、設備工事のそれぞれで、中間検査を実施する時期を明確化
- 改修工事、解体工事については工事内容に応じて検査時期等を調整

【材料検査】

- 「500万円以上」の材料という要件を撤廃
- 建築：特殊な建築物等で重要なもの。
【具体例】・鉄骨工場製作品、特注製作品、特殊材料で特に重要な材料
- 設備：特殊な仕様なもの。
【具体例】・キュービクル、盤、大型材料等で特に重要なもの
・特注製作品(標準仕様書にない仕様のもの)で特に重要な材料

※県の検査基準に合わせた改正

仕様書・要綱の改正等について

⑨ 遠隔臨場の試行（期間：令和7年6月1日～令和9年3月31日）

試行内容

立会いや検査において、移動時間の削減等の効率化が見込める場合、遠隔臨場（受注者がモバイル端末等を活用し、現場から離れた場所で監督員等が必要とする情報を入手して立会い等を行うこと）を可能とします。

段階確認、立会い等 → 担当監督員と事前協議
検査 → 契約検査課と事前協議

- ・ 遠隔臨場実施後にはアンケート調査にご協力ください。
- ・ 遠隔臨場の効果が認められた場合、成績評定において評価します。
※遠隔臨場を実施しただけでは評価の対象になりません。

※ICT活用を推進していくため

仕様書・要綱の改正等について

⑩ 設計書情報提供サービスの運用開始（令和7年1月6開始）

これまで情報公開請求の手続きをしていた
ただいてから公開してきた建設工事や業
務委託の「金入り設計書」が、オンライ
ンで閲覧・ダウンロードできるようにな
りました。

詳しくは焼津市ホームページよりご確認
ください。

※無料で利用できます。

提供期間

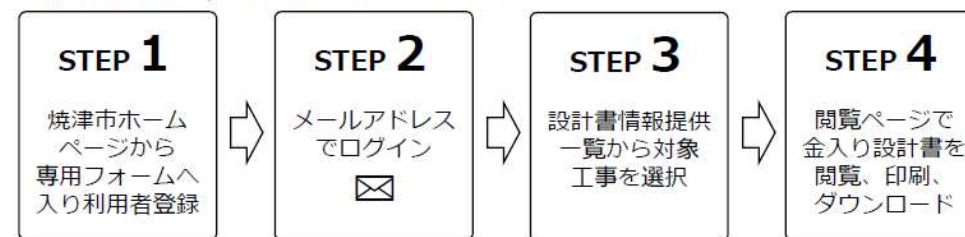
建設工事等の契約日の14日後から、翌年度の末日まで

サービス利用に必要なもの

- ①インターネット環境
- ②メールアドレス
- ③パソコン等の端末機器



所用時間5分、手順は4ステップ！



ダウンロードできるデータ
はPDF形式のみです。

ご利用にあたり

- ①このサービスは無料で利用できます。
※サービス利用に必要なもの（上記参照）は、利用者にて用意していただく必要があります。
- ②このサービスで提供する設計書情報は、利用者の1次利用に限るものとし、有償・無償に
関わらず、第三者に提供することはできません。

焼津市設計書情報提供サービス

検索

問い合わせ：焼津市 総務部 契約検査課（検査担当）

〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16-32 電話：054-626-2274

その他(連絡事項)

受注者の皆様へ



工事に関係する作業員に対する事故防止の啓発とともに、安全管理を徹底し、現場内の労働災害はもとより公衆災害の防止に努めるようお願い致します。

講習会に関する質問は契約検査課メールアドレスまでお願いします。

keiyaku_kensa@city.yaizu.lg.jp

お疲れ様でした。